

平成30年3月30日
千葉県報第13313号別冊

第4次千葉県里山基本計画

平成30年 3月

千 葉 県

第4次千葉県里山基本計画 目次

I	里山基本計画の趣旨	3
II	第3次里山基本計画の成果と課題	3
1	取組の成果	3
	(1) 里山活動の広がり	
	(2) 多様な人々の参画による里山の多面的機能の発揮	
	(3) 里山資源の有効活用による地域の活性化	
	(4) 主体的かつ継続的な里山活動の促進	
	(5) 地域の防災対策に役立つ里山活動の促進	
2	今後の課題	4
	(1) 森林所有者による管理が見込めない森林の増加	
	(2) 事故防止への取組	
	(3) 担い手の高齢化と後継者の不足	
III	計画期間	5
IV	里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針	5
1	基本的な目標	5
	(1) 目指す姿	
	(2) 里山活動の目標	
2	取組の方針	6
	(1) 多様な人々の参画による里山の多面的機能の発揮	
	(2) 獣害対策等の地域の課題に取り組む里山活動の促進	
	(3) 里山活動の裾野を広げる地域連携の促進	
	(4) 自立した里山活動団体の育成・支援	
	(5) 里山資源の有効活用による地域の活性化	
V	里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	6
1	多様な人々の参画の促進	6
	(1) 里山情報バンクの活用	
	(2) 里山活動の総合窓口の充実	
	(3) 新規参入する里山活動団体の支援	
2	地域の課題に取り組む里山活動の支援	7
3	里山活動の裾野を広げる地域連携の促進	7
	(1) 里山活動の広報	
	(2) 里山活動のネットワーク化	
4	自立した里山活動団体の育成・支援	7

(1) 里山活動団体の育成支援	
(2) 事故防止に重点をおいた技術講習会の開催	
(3) 里山巡回相談の実施	
5 里山資源の有効活用による地域の活性化	8
(1) 都市と農山村の交流の促進	
(2) 間伐材等の里山資源の活用	
6 調査及び研究の推進	8
VI 施策を推進するために必要な事項	8
1 地域の合意形成と市町村との連携強化	8
2 関係施策との調整と連携	8
3 進行管理	9

I 里山基本計画の趣旨

農林水産業等の営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山は、多様な生き物の宝庫であるとともに、森林・谷津田・水辺等が一体となった美しい景観を形成し、県民にとって貴重な財産となっています。

そして私たちは、この里山から、地球温暖化防止や豊かな生物多様性と生態系等の保全、災害の防止、教育や憩いの場の提供、伝統的な生活習慣の継承等の多面的機能を楽しんできました。

一方、里山では手入れ不足により荒廃した森林の増加や、放置竹林の拡大等が進んでおり、多面的機能の低下のほか、イノシシ等の野生動物による農業被害の拡大など、新たな課題が発生しています。

本県では、里山の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成15年千葉県条例第5号、以下「里山条例」という。）」を制定し、県民参加による里山活動を促進する施策を展開してきました。

第4次千葉県里山基本計画は、第3次千葉県里山基本計画の計画期間における取組の成果と課題を評価し、社会情勢の変化等を踏まえて、千葉県総合計画「新時代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」及び「千葉県農林水産業振興計画」の下、これからの里山活動の基本的な方針を定めたものです。

II 第3次里山基本計画の成果と課題

平成15年5月の里山条例の施行から13年が経過した平成28年に、里山活動の現状と課題を把握するため、県内の里山活動団体155団体を対象にアンケートを実施しました。

このアンケート結果を踏まえた「第3次千葉県里山基本計画」の計画期間（平成25年度～平成29年度）における取組の成果と課題は以下のとおりです。

1 取組の成果

(1) 里山活動の広がり

里山活動協定の認定取得の促進や、里山活動への支援や普及啓発等を行った結果、これまでに127件の里山活動協定が認定を取得しました。

また、里山活動によって整備された面積は延べ253ヘクタールとなり、第3次計画の目標を達成しました。

	基準年度 (平成24年度末)	目標年度 (平成29年度末)	実績 (平成28年度末)
里山活動団体が整備・保全する森林の面積	170 ha	250 ha	253 ha

(2) 多様な人々の参画による里山の多面的機能の発揮

地域住民、他地域からの移住者、企業の社員、大学関係者等の多様な人々の参画による里山活動が広がりつつあり、間伐、下刈り、作業道整備や放置竹林対策といった里山の保全・整備活動のほか、バイオマス燃料等への里山資源の活用、再生された里山を活用した自然体験学習等が展開されています。

これらの活動により、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健休養機能等の里山の有する多面的機能の維持・増進が図られています。

(3) 里山資源の有効活用による地域の活性化

里山活動団体が、間伐等で生じた伐採木を薪として地域で販売する取組が進んでいるほか、薪ストーブのメーカーと協力して PR を行う等の工夫が行われています。放置竹林の整備で発生する伐倒した竹は、竹炭の生産だけでなく多様な用途に活用（パウダー化して土壌改良材に加工等）するなど、多くの団体が里山資源の利用に取り組んでいます。

また、首都圏に住む人々を対象に、里山の整備活動や里山地域での生活を体験するツアーを実施したところ、学生や子育て世代の夫婦など延べ502人が参加し、里山関係者や地域住民とのさまざまな交流が行われました。これを契機に首都圏住民の、里山活動や里山地域への移住・定住への関心が一層深まることが期待されています。

さらに、企画運営に関わった複数の里山活動団体においては、里山活動の裾野を広げ、地域活性化に繋げることができました。

(4) 主体的かつ継続的な里山活動の促進

主体的に地域に根差した里山活動を実施する里山活動団体は増えつつありますが、継続的かつ自立した活動団体に必要な組織基盤強化やマネジメント能力の向上は一部の活動団体に留まっています。

(参考)

アンケートの結果では、安全研修や作業指導、活動計画の作成等への支援が多く求められていました。また、企業等の助成金に関する情報を求める声もあり、継続的な里山活動を意識した回答が増えています。

(5) 地域の防災対策に役立つ里山活動の促進

東日本大震災による津波の後、海岸防災林の再生に取り組む里山活動団体が増加し、その整備面積は26ヘクタールを超えました。

2 今後の課題

(1) 森林所有者による管理が見込めない森林の増加

人口減少時代に入り、今後は森林所有者による自発的な手入れが見込めない森林が一層増加していくことが予想され、里山活動による森林保全等の取組の重要性が増すものと考えられます。

(2) 事故防止への取組

里山活動団体の事故経験について質問したアンケート結果では、回答のあった67団体の27%に当たる団体が、過去数年の間に何らかの事故を経験していました。

このうち最も多いものは切創・打撲・捻挫等で事故の半数を占め、次にハチさされ等危険な生物によるケガが35%を占めました。入院に至る大きな人身事故も発生しており、事故防止に向けた徹底した取組が必要とされています。

(3) 担い手の高齢化と後継者の不足

過去の調査では、里山活動の担い手の高齢化と後継者不足が問題となっていました。今回のアンケートにおいても、半数の団体が「後継者がいない」と回答しており、依然として、後継者の確保が課題となっています。

III 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成33年度までの4か年とします。

IV 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針

1 基本的な目標

(1) 目指す姿

多様な人々が里山活動に参画し、地域の課題に取り組むことにより、地域の活性化が図られています。

多様な人々が一体となって、里山の保全・整備活動を展開することにより、里山の景観が保全されるとともに、地域の特色を生かした産業の振興や地域資源の活用が進み、里山活動を通じた地域の活性化が図られています。

(2) 里山活動の目標

里山活動団体や企業が整備・保全する里山の面積を340ヘクタールに増やします。

	基準年度 (平成28年度末)	目標年度 (平成33年度末)
里山活動団体が協定に基づき 整備・保全する森林の面積 (ha)	305	340

注) 里山活動団体の定義は「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」第2条による里山活動団体とします。「協定に基づき整備・保全する森林」とは、①里山活動協定認定地、②法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林、③森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動協定地とします。
③は第4次里山基本計画から新たに追加するものとします。

2 取組の方針

森林が減少している都市部や高齢化・人口減少が進む南房総など、それぞれの里山地域における課題に対応して、地域に最も密着した市町村との連携をさらに深め、各種施策を進めることで地域の活性化を図ります。

(1) 多様な人々の参画による里山の多面的機能の発揮

里山活動団体、企業、森林所有者、地域住民等の多様な人々の参画の下で、多様で健全な森林を整備して、県土保全、自然災害の軽減、水源かん養や地球温暖化防止、生物多様性保全等の多面的機能の発揮に繋がる里山活動を促進します。

(2) 獣害対策等の地域の課題に取り組む里山活動の促進

イノシシ等の野生鳥獣による被害、森林荒廃による景観の悪化及び放置竹林の拡大に対処するなど、地域の生活環境の改善に取り組む里山活動を促進します。

また、海岸防災林の再生などの地域の課題に取り組む里山活動団体を支援します。

(3) 里山活動の裾野を広げる地域連携の促進

里山活動団体同士の交流や連携を支援し、地域で活動する里山活動団体のネットワーク化を進め、互いの連携を促進することで、里山活動の裾野を広げます。

(4) 自立した里山活動団体の育成・支援

里山活動団体の取組が継続的かつ安全なものとなるよう、後継者の確保・育成及び安全対策を支援して、里山活動団体の育成を図ります。

また、里山活動団体の自立に必要とされる、組織としての基盤強化や、マネジメント能力の高い人材の育成等を支援します。

(5) 里山資源の有効活用による地域の活性化

里山活動による緑豊かな里山の景観や伝統的な文化等の里山が有する資源を活用した都市と農山村の交流や、間伐材等の里山資源を活用する取組を促進します。

V 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 多様な人々の参画の促進

(1) 里山情報バンクの活用

多様な人々の参画を促進し、所有者による管理が見込めない森林等の里山の整備を促進するため、市町村と連携して土地所有者と里山活動団体を結びつける「里山情報バンク」の一層の活用を図ります。

(2) 里山活動の総合窓口の充実

里山活動充実のため、相談や問い合わせへの対応、企業と里山活動団体のマッチング等里山活動全般をサポートする核となる団体の育成・強化に努めます。具体的には、里山活動に関するワンストップサービスの窓口となる中間支援組織を支援します。

(3) 新規参入する里山活動団体の支援

国・市町村と連携した森林・山村多面的機能発揮対策を実施し、新規参入する里山活動団体を支援します。

2 地域の課題に取り組む里山活動の支援

イノシシ等の野生動物による被害を軽減するため地域の獣害対策と連携して生息環境管理（除間伐や下刈り等の森林整備活動）を行うなど、地域の生活環境の改善に取り組む里山活動を支援します。

また、荒廃した森林の間伐や放置竹林対策、景観の保全、海岸防災林の再生整備など、地域の課題に取り組む里山活動を支援します。

3 里山活動の裾野を広げる地域連携の促進

(1) 里山活動の広報

県内で実施されている里山活動を広く県民に紹介し、里山新聞や里山活動支援ホームページにより、里山活動団体同士の情報の共有化を図ります。

また、里山活動を次の世代に伝えてゆくため、SNS（※1）等を活用して、若い世代への里山活動情報の発信を積極的に行います。

（※1）SNS：Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

(2) 里山活動のネットワーク化

里山活動の裾野を広げるため、各地域において保全・整備及び活用されている里山のGIS（※2）による「見える化」や、地域に根ざした活動を展開している里山活動団体のネットワーク化など地域連携による里山活動を促進します。

（※2）GIS：Geographic Information System（地理情報システム）の略。位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

4 自立した里山活動団体の育成・支援

(1) 里山活動団体の育成

長期間継続して活動を行っている里山活動団体や特色ある活動を行う里山活動団体等、地域に根ざして貢献している団体をホームページ等で広く紹介します。

また、自立した団体運営に必要な情報を研修等の形で提供し、里山活動団体の持続的な運営を支援します。

(2) 事故防止に重点をおいた技術講習会の開催

事故防止のため、千葉県林業サービスセンターを活用してチェーンソー・刈払い機などの林業用機械の講習会を開催し、里山活動の安全性の確保を図ります。

さらなる、レベルアップを希望する里山活動団体に対しては、伐採に伴う掛かり木

の安全な処理等に係る研修を行い、専門的な技術を有する人材を育成します。

(3) 里山巡回相談の実施

里山活動協定による活動を支援するため、協定を締結した里山活動団体に対して、県の普及指導員、森林研究所職員等が活動地を訪問し、森林の整備方法等について必要な指導・助言を行います。

5 里山資源の有効活用による地域の活性化

(1) 都市と農山村の交流の促進

緑豊かな自然環境や伝統的な生活習慣、豊富な農林水産物等里山を中心とした地域の魅力のPRを行うとともに、里山活動体験等を通じて都市と農山村の住民交流を促進するなど、地域の活性化につながる取組を進めます。

(2) 間伐材等の里山資源の活用

里山の保全・整備活動において発生する間伐材等を有効活用して、薪・炭等の生産や木質バイオマスとして活用するなど、里山資源を活用する取組を促進します。

6 調査及び研究の推進

多様で健全な里山の保全・整備等のための調査及び研究に取り組みます。

また、里山資源の活用を今後の里山活動の発展につなげるべく、里山資源の情報や里山に関するニーズの情報の収集・分析に努めます。

VI 施策を推進するために必要な事項

1 地域の合意形成と市町村との連携強化

里山は、過去から連綿と続く地域の人々の営みの中で形成されてきたものです。

また、里山の保全・整備及び活用に当たっては、市町村の積極的な関与の下、地元の合意形成が図られ、地域に根ざした取組であることが必要となります。

このため県では市町村と連携を図り、市町村が行う施策を支援することにより、地域での里山活動の拡大を図ります。

2 関係施策との調整と連携

平成29年度から、林野庁・県・市町村が連携して里山活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策による支援に取り組んでおり、新たな里山活動団体がこの事業を導入できるよう、バックアップを図ります。

また、中山間地等における農業生産の維持を通じた農村の多面的機能の確保への支援策等と里山施策との連携や地域の獣害対策等との連携により、里山整備の効果的な推進を図ります。

3 進行管理

社会情勢の変化や里山活動団体・森林所有者のニーズの多様化に対応した、柔軟かつ的確な里山施策を展開するため、里山活動の実施状況を把握し施策に反映します。